

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 総務省

No	3
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> <u>その他</u> （市町村法定外普通税、都市計画税等）
要望項目名	合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置についての対応
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自主的に市町村合併を選択する市町村に対し、その障害を除去するために必要な措置を設けることで、市町村合併の円滑化を図る。</p> <p>・特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村の合併後直ちに均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くこととなると認められる場合に、地方税について一定期間課税をしないことまたは不均一の課税をすることができる。 ② 事業所税の非課税団体同士が合併して人口30万以上の市となる場合に、都市としての実態や人口実態に変化が必ずしもないにもかかわらず事業所税が課税されることになることが合併の支障となる場合があるため、一定期間政令による課税団体の指定をしないこととする。 ③ 市町村合併に伴う税負担の増加を緩和するため、市町村合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものに対しては、固定資産税又は都市計画税について、一定期間宅地並課税の適用を受けないこととする。
関係条文	市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第16条
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>市町村が合併をした場合、新市町村において、基本的には税率や税目を同一にする必要があるが、地方税の税率が異なる市町村が合併し、直ちに税率が同一になることで、住民の負担に多大な影響が生じ、合併が円滑に進まなくなるおそれがある。そのため、一定期間は課税免除又は不均一課税をすることができる等の地方税の特例措置が設けられてきた。</p> <p>本特例措置は市町村の合併の特例に関する法律に規定されており、同法が令和2年3月31日で期限切れとなるため、本特例措置についても第32次地方制度調査会における議論等を踏まえて対応する必要があることから、要望をするもの。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の円滑化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにする（市町村の合併の特例に関する法律第1条参照。）
	政策の達成目標	本特例は、自主的に合併を選択する市町村に対して円滑に合併が進められるよう措置するものであり、計数的な指標をもって具体的に達成目標を示すことは困難である。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	本特例は、自主的に合併を選択する市町村に対して円滑に合併が進められるよう措置するものであり、今回の要望に係る合併件数を予め見込むことは困難である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	（特例措置の延長を要望する場合）税免除又は不均一課税等の特例措置は、合併市町村が一の地方公共団体として税制を統一させていくべき期間（おおむね5年間）に限られた措置であり、妥当なものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>現行の合併特例法が前回延長された平成 22 年 4 月以降、7 件の市町村合併が行われており、そのうち、第 1 項については 3 件、第 2 項については 1 件、第 3 項については 1 件の適用実績がある。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>自主的に合併を選択する市町村に対して必要な支援措置を講じることにより、市町村合併を円滑化が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>①の特例措置については、昭和 28 年の町村合併促進法制定により創設され、昭和 40 年制定の旧合併特例法（※ 1）においては、昭和 50 年、昭和 60 年、平成 7 年に 10 年間延長され、平成 16 年制定・平成 17 年施行の現行合併特例法（※ 2）により 5 年間延長された。その後、平成 22 年の現行合併特例法の改正により、さらに 10 年間延長された。</p> <p>②の特例措置については、平成 14 年の旧合併特例法改正により創設され、平成 16 年制定・平成 17 年施行の現行合併特例法により 5 年間延長された。その後、平成 22 年の現行合併特例法の改正により、さらに 10 年間延長された。</p> <p>③の特例措置については、平成 15 年の旧合併特例法改正により創設され、平成 16 年制定・平成 17 年施行の現行合併特例法により 5 年間延長された。その後、平成 22 年の現行合併特例法の改正により、さらに 10 年間延長された。</p> <p>※ 1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号） ※ 2 市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）</p>
<p>ページ</p>	<p>3—3</p>